

14 学校配属将校生徒監・舎監等服務について手当支給に関する件に付各大学等へ通牒
〔昭和二年二月〕

(注記1) 陸普第五二二五号

学校配属将校生徒監舎監等服務ニ付手当支給ニ関スル件通牒

大正拾五年十二月廿日

陸軍次官 畑英太郎 印

文部次官 松浦鎮次郎殿

首題ノ件ニ関シ別紙ノ通各師団等へ通牒シタルニ付貴省関係ノ向へ可然通牒方相煩度

(下 札)

陸普第五二二五号

学校配属将校生徒監舎監等服務ニ付手当支給ニ関スル件通牒

大正十五年十二月二十日

陸軍次官 畑英太郎

(加筆) 〔各師団及朝鮮、台湾、関東軍參謀長宛〕

学校配属将校其ノ本務以外ニ於テ生徒監舎監等ヲ囑託セラレタル場合ニ於テ囑託者ヨリ之ニ対シ手当ヲ支給シ度向有之ヤニ聞及ヒアリ此ノ種ノ手当ハ成ルヘク之ヲ受ケサルヲ可トスルモ若シ特ニ之ヲ受クルヲ適當トスル場合ニ於テハ正規ノ手續(官吏服務紀律及大正二年陸普第一、三五八号参照)ヲ経テ之ヲ受クルモ差支無之儀ニ付為念通牒ス

(加筆)
〔参照〕

学九 州 專 門 齒 科 學 校 醫	学大 阪 專 門 齒 科 學 校 醫	学日 本 專 門 齒 科 學 校 醫	学東 京 專 門 齒 科 學 校 醫	專東 京 門 本 學 校 醫	專日 本 門 本 學 校 醫	化大 學 東 院	門真 宗 學 校 專	高西 等南 學學 部院	門西 山 學 校 專	学東 京 物 理 學 校	院私 立九 州學 部學	学智 山派 觀私 立學 院大	新義 真言 宗	上智 大學	門仏 教 學 校 專	武大 日專 本武 德會 學	社東 京神 學學 校	野真 山言 宗大 學高	学私 立 院西	豐山 大學	臨濟 宗大 學	神聖 學公 院會	学私 立東 京
未申請						未申請										兼	未申請						

(注記 6)

次官

督学官

按

年月日

各地方長官宛

直轄諸学校長宛 (東京女高師学校)

各大学 (総) 長宛

公私立高等学校 (長) (長宛) 公私立) 専門学校長宛

(現役將校ノ配属ナキモノヲ除ク別表参照)

29 6 26 92 47

(注記 4)

官普三三五号

定決裁

1月26日 文書課長

送 2月1日 起案者

(大正) (昭和) 二年一月六日起案

学務課長

普通学務局長 花押

専門学務局長 花押

実業学務局長 花押

(注記 3)

専東 門京 學藥 校學	専大 門阪 學藥 校學	専京 門都 學藥 校學	専明 門治 學藥 校學	(計)
—	未申請	—	—	一四〇
				一八三
			—	三四二
				四七
			—	二七
				七
				四
				一
				一

学校配属将校生徒監舎監等服務ニ付手当支給ニ関スル件通牒

今般標記ノ件ニ関シ別紙ノ通陸軍省ヨリ各軍部ニ通牒有之タルニ付其〔^(抹消)□〕〔^(加筆)〕旨御了知ノ上可然御措置相成度

備考

陸軍省ヨリ発セル通牒及大正二年四月廿八日陸普一、三五八号写添付ノコト

類纂材料ノ番号 官普三三五ノ結了年月日 二年二、一ノ保存年月日 ムキノ枚数 9

〔自大正1年8月至昭和25年2月 官規及職務に関する総規 第1冊〕
文部省⑤ 3A.30-6.1103

(注記1)

〔文部省ノ大正15・12・21ノ官普335号〕

(注記2)

〔^(鈴木)①〕

(注記3)

「
53
35
4)18 \ 45
16
20
20
0
」

(注記4)

〔例規類纂材料〕

(注記5)

〔例規登録済〕〔^(有原)①〕

(注記6)

〔完結〕

(下札)

〔^(有原)①〕種別 ろノ一ノ聯繫 ノ登録追加 ノ件名 陸軍省通牒(マ) 学

校配属将校生徒監舎監等服務ニ付手当支給ノ場合ノ経伺方 例規